

地域指定年度	昭和 45 年
計画策定年度	昭和 49 年
計画見直し年度	平成 3 年
計画見直し年度	平成 10 年
計画見直し年度	平成 16 年
計画見直し年度	平成 17 年
計画見直し年度	平成 21 年
計画見直し年度	平成 30 年

一宮市農業振興地域整備計画書

平成 3 1 年 3 月

愛 知 県 一 宮 市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
(2) 農業上の土地利用の方向.....	3
2 農用地利用計画変更の基本方針.....	7
(1) 農用地区域への編入.....	7
(2) 農用地区域からの除外.....	7
3 農用地利用計画.....	8
第2 農業生産基盤の整備開発計画	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	9
2 農業生産基盤整備開発計画.....	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	9
4 他事業との関連.....	10
第3 農用地等の保全計画	11
1 農用地等の保全の方向.....	11
2 農用地等保全整備計画.....	11
3 農用地等の保全のための活動.....	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	12
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	13
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	13
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	14
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	17
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	17
(1) 担い手等の育成対策.....	17
(2) 農用地の集団化対策及び流動化対策.....	17
(3) 農作業の受委託の促進対策.....	17
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	18
第5 農業近代化施設の整備計画	19
1 農業近代化施設の整備の方向.....	19
(1) 萩原・大和地区(A-1、A-2、A-3、A-4).....	19
(2) 丹陽地区及び千秋・西成地区(B-1、C-1、C-2、C-3、C-4).....	20
(3) 浅井・葉栗地区、北方地区及び奥・今伊勢地区(D-1、D-5、E-1、G-1).....	20
(4) 開明・起・朝日地区(H-1、H-2、H-3、I-1、J-1).....	20
(5) 里小牧・割田・北黒田地区、北山地区、割田地区及び南黒田・門間地区(F-1、	

F-2、F-3)	20
2 農業近代化施設整備計画	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	21
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	22
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	22
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	22
3 農業を担うべき者のための支援の活動	22
4 森林の整備その他林業の振興との関連	22
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	23
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	23
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	23
3 農業従事者就業促進施設	23
4 森林の整備その他林業の振興との関連	23
第8 生活環境施設の整備計画	24
1 生活環境施設の整備の目標	24
(1) 安全性	24
(2) 保健性	24
(3) 利便性	25
(4) 快適性	25
(5) 文化性	25
2 生活環境施設整備計画	26
3 森林の整備その他林業の振興との関連	26
4 その他の施設の設備に係る事業との関連	26
第9 付図	27
別記 農用地利用計画	27
(1) 農用地区域	27
(2) 用途区分	29

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

一宮市（以下「本市」という）は、愛知県の西北部にあって、濃尾平野のほぼ中央、名古屋市と岐阜市の間に位置し、東西約 15.3km、南北約 13.3km、総面積 113.82 k m²の繊維産業都市である。市は全域が都市計画区域であり、そのうち約 7 割を占める市街化調整区域については、スピードは緩いながらも DID（人口集中地区）が年々拡大し、一方で人口密度が低くなりつつあり、効率的な集落整備が難しい状況である。このうちの農業振興地域の面積は 7,449ha であり土地利用の現況は下表のとおりである。名古屋都心から約 20 kmの近距離圏にあり、鉄道・高速道路といった交通条件にも恵まれていることから都市化が進んでいる。

したがって今後における土地利用の基本的方向として都市近郊農業振興地域としての生産性の確保と農業経営の安定を図るため、湛水などの災害防止や農業環境の保全に努め、また、農業以外の土地利用との調整に留意し集团的優良農用地を中心に農用地を確保する。

本地域は恵まれた交通条件により産業構造が大きく変貌しつつあるため、こうした状況に対処しながら第7次一宮市総合計画や新市建設計画との有機的関連を保つ農業振興地域整備計画を策定する。地域内の土地は木曾川により形成された沖積扇状地で、北東部から南西部にかけて緩やかに傾斜しており、約 45%が農用地として利用されている。地域農業生産の確保を図るために、団地規模が概ね 10ha 以上の農用地の確保に努めることとする。その他の土地は、これらの土地の災害防止または、農業上の効用を高めるために必要な施設の敷地で前記土地に隣接しているものを農用地区域内の農用地等として定め、都市計画道路用地、または集落その周辺に介在する農用地その他については、農業外土地需要の増大に対処するものとする。これらの主要用途間の目標年次における移動量は下表のとおりである。

単位:ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成30年)	3,324	45	7	0	0 (0)	0 (0)	4,118	55	7,449	100
目標 (平成40年)	3,083	41	6	0	0	0	4,360	59	7,449	100
増減	△ 241		△ 1		0		242		0	

(注) ()内は混牧林地面積である。

「農用地」は農業振興地域内の田、畑及び樹園地の登記面積(H29.1.1現在)である。

「その他」には住宅地、工業用地を含む。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約 3,324ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の設備に係る農用地以外の農用地約 1,681ha について農用地区域を設定する方針である。

なお、農用地区域外に見られる大規模な農地（10ha 以上）については、農振法第 10 条 3 項の基準に則した編入に努めるものとする。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

付図番号	地域、地区及び施設等の具体的な名称または計画名		位置 (集落名)	面積(ha)			備考
				農用地	その他	計	
	都市計画道路の用地 (路線名) (道路番号)						延長
付図7号	富田一宮線	3・4・39	起	0.1	—	0.1	7,450m × (21-12)m
〃	北尾張中央道	3・3・2	開明、奥・今伊勢	0.9	—	0.9	31,480m × (37-20)m
〃	萩原多気線	3・4・46	大和、千秋	2.2	—	2.2	13,950m × (27-12)m
〃	一宮春日井線	3・3・12	千秋	0.6	—	0.6	23,190m × (39-18)m
〃	今伊勢三ツ井線	3・4・19	南黒田・門間、浅井・葉栗、西成、奥・今伊勢	1.4	—	1.4	10,690m × (34-16)m
〃	一宮舟津線	3・4・56	西成、千秋	1.6	—	1.6	9,220m × (19-15)m
〃	木曾川玉野線	3・5・304	起	0.0	—	0.0	7,440m × (21-12)m
〃	西御堂線	3・5・321	大和	0.4	—	0.4	2,350m × 12m
〃	今伊勢北方線	3・5・301	北山	0.1	—	0.1	2,820m × (17-12)m
〃	小信高野島線	3・5・315	開明	0.1	—	0.1	2,280m × (17-12)m
〃	加茂伝法寺線	3・4・24	千秋	0.6	—	0.6	7,400m × 16m
〃	名古屋岐阜線	3・4・42	南黒田・門間	0.1	—	0.1	14,720m × (25-18)m
	計			8.1	—	8.1	

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農地

b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある農用地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、a～c に該当する土地であっても、次の土地については農用地区域には含まない。

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当農用地区域 1,501ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

6ha

(c) その他の農用地

128ha

(d) 中心集落の整備

該当なし

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内の農用地等 1,688ha は田に 1,254ha (74%) が、畑に 411ha (24%) が、樹園地に 16ha (1%) が、農業用施設用地に 7ha (1%) が利用されている。水田は水稻や施設野菜の生産に利用され、畑は露地野菜、花きを中心とした高度な利用がされていることから、将来においてもこの現況を踏まえながら都市近郊の特殊性を活かし、水稻については認定農業者等の担い手やオペレーター組織を育成し、経営の合理化と農用地の有効利用を、野菜、花きについては生産振興を図る。

地区	作目	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等 現況 ha
		現況 ha	将来 ha	増減 ha													
萩原・大和地区 (A-1、A-2、A-3、 A-4)		401	401	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	401	401	0	0
丹陽地区(B-1)		37	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	37	0	0
千秋・西成地区 (C-1、C-2、C-3、 C-4)		453	453	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	459	459	0	0
浅井・粟栗地区(D-1)		170	170	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	171	171	0	0
北方地区(E-1)		42	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	42	0	0
里小牧・割田・北黒田 地区(F-1)		29	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	29	0	0
割田・南黒田・門間地 区(F-2)		67	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	67	0	0
北山地区(F-3)		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0
奥・今伊勢地区(G-1)		39	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	39	0	0
開明地区(H-1、H- 2、H-3)		91	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	91	0	0
起地区(I-1)		77	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	77	0	0
朝日地区(J-1)		272	272	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	272	272	0	0
計		1,681	1,681	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	1,688	1,688	0	0

イ 用途区分の構想

(ア) 萩原・大和地区

a 萩原西部（A-1）

一の宮井筋水系に属する国道 155 号西部の平坦な農用地 33ha は田に 29ha が、畑に 4ha が利用されており、ほ場整備も完了している。今後も水利条件の整備を進め、生産性の向上を図りつつ、現況どおりの利用を進める。

b 萩原東部（A-2）

一の宮井筋、光堂川両水系に属する名神高速道路南側の平坦な農用地 123ha は田に 100ha が、畑に 19ha が、樹園地に 4ha が利用されている。

田についてはほ場整備も完了し、連担化を図るとともに、大型機械化農業が進められている。大型機械化農業に対応する条件を備える地区であることから、今後も稲作の集約化を促進し、田としての利用を進める。

畑については、露地野菜の作付を促進し、今後も畑としての利用を進める。

樹園地についても現況どおりの利用を進める。

なお、(仮称)西尾張インター西部地区においては、市の総合計画上及び都市計画上に工業・物流拠点として位置づけられており、東海北陸自動車道のインターチェンジが平成 32 年度に完成予定であることから、流通業務施設などの建設が計画されている。農用地区域からの除外は、除外の要件を満たす場合について行う。

c 大和（A-3）

下之島井筋水系に属する中島、南高井、於保、氏永、光堂川水系に属する北高井、戸塚、荻安賀地内の平坦な農用地 172ha は田に 145ha が、畑に 27ha が利用されており、ほ場整備も完了している。今後は稲作の集約化及び施設園芸の作付推進を基軸とした土地利用を進める。

畑については、施設野菜、露地野菜の作付を進め、今後も畑としての利用を進める。

なお、名神高速道路南側の区域は、市の総合計画上及び都市計画上に工業・物流拠点として位置づけられている。今後、工業・物流系土地利用事業が計画された場合、農用地区域からの除外を検討する。

d 萩原北部（A-4）

一の宮井筋水系に属する国道 155 号北側の平坦な農用地 73ha は、田に 54ha が、畑に 16ha が、樹園地に 3ha が利用されており、ほ場整備も完了していることから、今後も現況どおりの利用を進める。

(イ) 丹陽地区

丹陽南部（B-1）

当地域の農用地 37ha は田に 12ha が、畑に 25ha が利用されている。青木川左岸は畑として、五条川左岸は田としての利用を進める。ほ場整備完了区域は野菜指定産地（冬春なす）としてビニールハウスの集団化が進められていることから、今後も現況どおりの利用を進める。未整備区域は田畑の用途別に集団化し、農業生産の合理化を促進する。

(ウ) 千秋・西成地区

a 千秋東部 (C-1)

県道井之口江南線、東側の木津用水系に属する平坦な農用地 165ha は田に 109ha が、畑に 56ha が利用されている。北部の江南市と隣接する区域についてはほ場整備が完了していることから、今後も畑として利用を進める。中南部の区域もほ場整備が完了しており、田として利用されていることから、今後も現況どおりの利用を進める。

丹陽町重吉地区においては、市の総合計画上及び都市計画上に工業・物流拠点として位置づけられている。今後、工業・物流系土地利用事業が計画された場合、農用地区域からの除外を検討する。なお、この地区は「島畑の貴重な農業景観と共存する工業・物流拠点の形成」というまちづくり目標が示されているため、営農環境に加えて居住環境や自然環境との調和に留意しながら、産業集積を高めていく必要がある。

また、丹陽町重吉地区はほ場整備が未実施のため、大型機械の導入を前提としたほ場整備の実施を検討している区域でもある。地域よりほ場整備の要望が来た場合は、農業関係者や市の関係部局等とで今後の方針を検討する。

b 千秋西部 (C-2)

新般若井筋系に属する、同水路左岸の平坦な農用地 154ha は田に 101ha が、畑に 49ha が、樹園地に 4ha が、また農業用施設用地に 4ha が利用されている。既にほ場整備も完了していることから、今後も現況どおりの利用を進めながら、さらなる生産性の向上を図る。

c 西成東部 (C-3)

新般若井筋系に属する、同水路右岸の平坦な農用地 105ha は田に 67ha が、畑に 35ha が、樹園地に 3ha が、また農業用施設用地に 2ha が利用されている。既にほ場整備が完了していることから、今後も現況どおりの利用を進める。

d 西成西部 (C-4)

大江川水系に属する平坦な農用地 29ha は田に 16ha が、畑に 13ha が利用されている。既にほ場整備が完了していることから、今後も現況どおりの利用を進める。

(エ) 浅井・葉栗地区 (D-1)

大江川水系に属する平坦な農用地 170ha は田に 134ha が、畑に 34ha が、樹園地に 2ha が、また農業用施設用地に 1ha が利用されている。既にほ場整備も完了し、集落の周辺部を除いて 10ヶ所で連担化されていることから、今後も現況どおりの利用を進める。

なお、一宮・木曾川インター南部地区においては、市の総合計画上及び都市計画上に工業・物流拠点として位置づけられており、流通業務施設などの建設が計画されている。農用地区域からの除外は、除外の要件を満たす場合について行う。

(オ) 北方地区 (E-1)

奥村井筋系に属する平坦な農用地 42ha は主に田として利用されている。既にほ場整備も完了し、2ヶ所で連担化されていることから、今後も現況どおり利用を進める。

(カ) 里小牧・割田・北黒田地区（F－1）

奥村井筋系に属する平坦な農用地 29ha は既にほ場整備も完了し、そのほとんどが水田で機械化に対応する条件が揃っているため、大型農業機械による利用を進める。

(キ) 割田・南黒田・門間地区（F－2）

奥村・上の島両井筋水系に属する平坦な農用地は 67ha は、田に 59ha が、畑に 8ha が利用されている。既にほ場整備も完了しているため、大型農業機械による効率的な農作業を推進する。畑については、タマネギの採種事業と露地野菜の生産用地としての利用を進める。

(ク) 北山地区（F－3）

奥村井筋系に属する平坦な農用地 3ha はほ場整備も完了しており、田については今後も現況どおりの利用を進める。畑については露地野菜の生産用地として利用を進める。

なお、一宮・木曾川インター北部地区においては、市の総合計画上に工業・物流拠点として位置づけられている。今後、工業・物流系土地利用事業が計画された場合、農用地区域からの除外を検討する。

(ケ) 奥・今伊勢地区（G－1）

上の島井筋水系に属する平坦な農用地 39ha は田に 37ha が、畑に 2ha が利用されており、既にほ場整備も完了している。この地域は周囲を市街化区域に囲まれており、また東海北陸自動車道により分断されていることから、農用地としての条件は不利であるが、現況どおりの田・畑として利用を進める。

(コ) 開明地区（H－1、H－2、H－3）

奥村・上の島両井筋水系に属する平坦な農用地 91ha は主に田として利用されている。奥村井筋水系を中心に既にほ場整備も完了し、そのほとんどが水田であり機械化に対応する条件が揃っているため、大型農業機械による利用を進める。

(サ) 起地区（I－1）

奥村井筋水系に属する平坦な農用地 77ha は主に田として利用されている。既に宮田用水の水路も十分に行き渡りほ場整備も完了し、そのほとんどが水田であり機械化に対応する条件が揃っているため、大型農業機械による利用を進める。

(シ) 朝日地区（J－1）

牧川・森上両井筋水系に属する平坦な農用地 272ha は、田に 185ha が、畑に 87ha が利用されており、既にほ場整備も完了していることから、大型農業機械による利用を進める。

畑については露地野菜・施設野菜の作付を推進し、植木苗木等の生産地としても利用を進める。

なお、明地工専周辺地区においては、市の総合計画上及び都市計画上に工業・物流拠点として位置づけられている。今後、工業・物流系土地利用事業が計画された場合、農用地区域からの除外を検討する。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

2 農用地利用計画変更の基本方針

見直しに当たり、安易な農用地区域からの除外は極力抑制し、農業生産の基盤となる優良農地の確保・保全に努める。

また、農用地区域の編入又は農用地区域から除外する場合は、下記の事項に留意するものである。

(1) 農用地区域への編入

下記のア、イ又はウの要件を満たす土地を農用地区域に編入に努める。

ア 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が実施された土地又は、実施の見込みがある土地。

イ 面積が概ね 10ha 以上の一団の農地。

ウ ア及びイ以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要な土地。

(2) 農用地区域からの除外

下記のア、イ又はウの要件を満たす土地については、農用地区域からの除外を検討する。

ア 集落に介在する農用地。

集落に介在する農用地については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとするが、除外に当たっては最小限にとどめるものとし、必ずしも土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の要件を全て満たす土地であること。

(ア) 相当期間（20 年以上）、農業生産基盤整備事業が実施されていない農用地。

(イ) 原則として 4 方が農用地区域以外に、かつ 3 方以上が農用地等以外に接しており、集落に介在し、既存農用地区域と一体的な利用が困難な農用地。

(ウ) 関係農家の農業経営上の支障が少ない農用地で、近隣の農用地等に与える影響が軽微である農用地。

(エ) 概ね 20a 以下の一団の農用地。

なお、(エ) の面積の基準（20a）は、一宮市内においてほ場整備が実施された土地の区画が概ね 20a であることから、高性能な農業機械による効率的な作業管理が可能な土地条件として一区画が概ね 20a を超える農用地でなければならないという考え方に基づく。

イ 農業の近代化を図ることができない農用地

過去 30 年以上、農業生産基盤整備事業が実施されておらず今後とも実施される見込みのない土地で、かつ効率的な近代的農業が営めないと認められる土地。

ウ 個別案件

農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微で、農用地利用計画変更の 5 要件の全てを満たし、その計画に緊急性があり実現の見込みがある土地。

- 3 農用地利用計画
別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域は濃尾平野のほぼ中央に位置する平坦地であり、肥沃な耕土からなることから、比較的恵まれた土地条件にある。農用地区域における農用地等は田 1,254ha (74%)、畑 411ha (24%)、樹園地 16ha (1%)、農業用施設用地 7ha (1%)、合計 1,688ha である。

農用地区域内でこれまでには場整備事業によって整備された土地は、1,580ha であり、94%を占める。整備完了地区については、用排水路の改修・新設等及び用排水分離事業の実施により、農地への汚水流入や湛水による水稲その他農作物の被害が軽減されるとともに、農家を始め地域住民が安心して生活できる環境が整備されてきている。

今後は更に荒廃農地の解消に努力するとともに、近代化・機械化に対応できない農用地の再整備や利用集積を進め生産基盤、経営規模の拡大を図る。

また、農村と都市の調和ある発展のために第7次一宮市総合計画、新市建設計画に基づき、産業としての農業の活性化を図り、道水路や景観整備を実施することにより近代的農村の建設を図る。

ほ場未整備地区は、比較的まとまった地区で約 109ha ある。これらの地域については、地域よりほ場整備の要望が来た場合は、農業関係者や市の関係部局等とで今後の方針を検討する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益(流域)面積		
経営体育成事業	用水路工	C-1,C-2,C-3, C-4,D-1	407ha	1	一宮東部 H34~H39
用排水施設整備事業	排水路工	J-1	1,800ha	2	尾西排水 H34~H39
農地整備事業	用水路工 農道	F-1,F-2,F-3	260ha	3	木曾川 H34~H39
経営体育成事業	区画整理	C-1,C-2	41ha	4	丹陽北部 H34~H39
基盤整備促進事業	区画整理	B-1	30ha	5	九日市場 H34~H39

別添 農業生産基盤整備開発計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

事業の種類	事業名	実施年度	受益面積 (ha)	実施面積 (ha)	概要
配水改良 水道事業	一宮市水道事業 (第5期拡張)	H9～	11,391	11,391	給水申し込みの増加に伴う配水管の改良及び老朽化した配水管の改良事業を行う。
排水改良 公共下水道 事業	日光川上流流域 下水道事業	H2～	(3,764) 5,964	2,946	公共用水域の水質保全のため、下水道施設を建設する。
	五条川右岸流域 下水道事業	H5～	(1,962) 5,542	1,913	

(注)1. 資料:愛知県建設部下水道課 HP、一宮市汚水適正処理構想

2. 受益面積の上段()内は一宮市内の面積、下段は全体計画の面積を示す。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

緑地機能、保水機能等農地の持つ多面的機能を維持し、生産性の確保と農業経営の安定を図るため、利用集積による農地の有効利用を進め、認定農業者等の担い手による規模拡大により、集团的優良農用地の保全に努める。また、都市化の進展や異常気象による農地及び農業用施設などの湛水被害が近年増大しているため、排水路の改修・新設などにより、水稻その他農作物への被害の軽減を推進し、また老朽化対策として土地改良施設の更新を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益(流域)面積		
特定農業用管水路特別対策事業	用水路 300m	C-4 [*]		1	大赤見 H32～H36
たん水防除事業	排水機場 1基	C-1 [*]	1,404ha	2	新大江 H31～H40
用排水施設整備事業	用排水路	A-3	135ha	3	萩原東部 H30～H35
水質保全対策事業	管水路補修工事 1式	C-1	810ha	4	新岩倉用水 H30～H39
農業用河川工作物応急対策事業	取水堰 3ヶ所	A-2 [*]	50ha	5	光堂2期 H34～H39
水質保全対策事業	用水路工 4,898m	C-3	60ha	6	千間堀用水 H29～H34
水質保全対策事業	用水路工 8,300m	A-2,A-3	50ha	7	新光堂川用水 H31～H40
水質保全対策事業	用水路工 10km	— [*]	77ha	8	丹羽用水 H34～H43
水質保全対策事業	用水路工 2,800m	J-1 [*]	391ha	9	新森上 H33～H42
水質保全対策事業	用水路工 3,400m	A-2,A-3 [*]	20ha	10	下之島井筋 H33～H42
国営総合農地防災事業	用水路 9.8km 排水路 10.6km	C-1,D-1	10,139ha	11	新濃尾(二期) H19～H34
農業水利施設保全対策事業	排水機場 1基	A-2,A-3, A-4	388ha	12	新堀川 H27～H29
緊急農地防災事業	排水路改修 930m	F-1	23ha	13	外割田 H24～H30
緊急農地防災事業	排水路改修 2190m	C-1,C-3	21ha	14	大赤見 H29～H35
緊急農地防災事業	排水路改修 900m	J-1 [*]	20ha	15	明地 H31～H35
緊急農地防災事業	排水路改修 630m	C-1,H-1	20.8ha	16	野府 H27～H33
緊急農地防災事業	排水路改修 210m	I-1		17	奥村井筋 H30
耐震対策農業水利施設整備事業	排水路改修 700m	D-1,E-1, F-1,F-3		18	奥村井筋 H30～H33
緊急農地防災事業	排水路工 ゲート工 1式 3,750m	C-1,C-3		19	千間堀川 H27～H40
水質保全対策事業	管水路 4.1km	E-1	40ha	20	北方 H31～H35

注)「受益地区」に^{*}のあるものは事業位置を示しており、「—」は事業位置が市街化区域または市外であることを示す。

別添 農用地等保全整備計画図

3 農用地等の保全のための活動

高齢化や担い手不足などにより耕作放棄地が増加しているため、長期にわたる耕作放棄により農用地としての機能が低下しないよう、農業者、関係機関・団体等との協力、連携により、認定農業者等への利用集積を図り、耕作の再開と保全を推進する。

平成 19 年度からは、多面的機能支払交付金制度（平成 19～25 年度は旧制度）により、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援しており、今後も継続していく。（平成 29 年 4 月現在 13 地区、約 423ha）

また、平成 20 年 8 月に愛知西農業協同組合と稲沢市の共同で開校したはつらつ農業塾の担い手育成コース及び生きがいコースを通して農業従事者の高齢化と後継者不足及び担い手の不足による農地の遊休化の解消に努めるとともに農業従事者を育成していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の重点作目は、水稲、施設・露地野菜、花き、鶏卵である。これらの各作目ごとに特色をもって生産活動が営まれているが、今後とも農業を振興し、農業後継者を育成するため、優良農地を確保するとともに農地の流動化を高め、土地利用効率の高い都市近郊型農業を目指す。このためには、農用地の利用集積を進め、土地利用型農業の規模拡大を図りつつ、機械利用等による高能率な農業を展開し、効率的な水利用等生産基盤の整備を農村生産基盤の整備と一体的に進める必要がある。また、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業により認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む者へ農用地の利用集積を進め、経営規模の拡大を図る。

生産面については、一層高度な土地集約型農業の推進と合理化を図る必要があるため、積極的に近代化施設の導入や高能率な生産組織を育成し、産地の集団化や作業の共同化を推進する。また、生産性が高くかつ消費者ニーズにあった品種の導入を図り、農産物のブランド化に積極的に取り組む。また、指定野菜については、生産者価格を一定の限度で保証し、安定的な生産供給ができるよう価格安定事業に取り組み、経営の安定を図る。

さらに、農業就業者の高齢化に対しては、後継者の育成確保を図るために、はつらつ農業塾担い手コースにおいて、生産部会での研修も取り入れ、部会の後継者を確保する。また、農業が魅力ある職業としての地位を確立することを目的として、基幹経営体においては主たる従事者が他産業従事者並の年間総労働時間 1,800 時間程度と設定するとともに、主たる従事者 2 人の合計所得についても、地域における他産業従事者並の年間所得 600 万円以上に目標を設定する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標としては、年間総労働時間 2,000 時間程度とし、地域その他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得として、概ね 250 万円を設定する。

農業経営の強化の方策として、J A ・ 県等と連携して細やかな指導を行い、望ましい経営を目指す農業者に対して、農業経営改善計画の作成の支援を行う。

近年増加傾向にある荒廃農地等に対して、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用増進を図り、発生防止及び解消を目指す。

地区別認定農業者数						
地区	萩原・大和	丹陽	千秋・西成	浅井・葉栗	北方	里小牧・割田・北黒田
人数	19	20	32	6	2	3
地区	割田・南黒田・門間	北山	奥・今伊勢	開明	起	朝日
人数	3	0	3	0	3	13

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の重点作目は、水稲、施設・露地野菜、花き、鶏卵である。今後もこれらの作目を主体として低コストや品質・生産性向上のため経営規模拡大を図り、以下にあげる営農類型により認定農業者等の担い手が中心的地位を占めるよう農業構造の改善を図る。

(ア) 萩原・大和地区（A-1、A-2、A-3、A-4）

この地区では、ほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲、施設野菜、花苗、切り花である。今後は稲作の集約化と施設園芸の作付推進を基軸として認定農業者等の担い手の育成を図る。

(イ) 丹陽地区（B-1）

この地区では、九日市場地区を除きほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲、施設野菜である。今後は施設野菜の作付推進を基軸として認定農業者等の担い手の育成を図る。

(ウ) 千秋・西成地区（C-1、C-2、C-3、C-4）

この地区では、重吉地区と三ツ井地区を除きほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲、施設・露地野菜、鶏卵である。今後は稲作の集約化と施設園芸の作付推進により認定農業者等の担い手の育成を図る。

(エ) 浅井・葉栗地区（D-1）

この地区では、ほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲、露地野菜である。今後は稲作の集約化と露地野菜の作付推進を基軸とした認定農業者等の担い手の育成を図る。

(オ) 北方地区（E-1）

この地区では、ほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲である。今後は稲作の集約化を基軸とした認定農業者等の担い手の育成を図る。

(カ) 里小牧・割田・北黒田地区（F-1）

この地区では、ほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲である。今後は稲作の集約化を基軸とした認定農業者等の担い手の育成を図る。

(キ) 割田・南黒田・門間地区（F-2）

この地区では、ほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲、露地野菜である。今後は稲作の集約化と露地野菜の作付推進を基軸とした認定農業者等の担い手の育成を図る。

(ク) 北山地区（F-3）

この地区では、ほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲、露地野菜である。今後は稲作の集約化と露地野菜の作付推進を基軸とした認定農業者等の担い手の育成を図る。

(ケ) 奥・今伊勢地区（G-1）

この地区では、ほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲である。この地域は東海北陸自動車道により分断されたため、農用地としての利用は不利であるが、今後は稲作の集約化を基軸とした認定農業者等の担い手の育成を図る。

(コ) 開明地区 (H-1、H-2、H-3)

この地区では、ほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲である。この地域は市街化区域と東海北陸自動車道により分断されたため、農用地としての利用は不利であるが、今後は稲作の集約化を基軸とした認定農業者等の担い手の育成を図る。

(サ) 起 地区 (I-1)

この地区では、ほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲である。今後は稲作の集約化を基軸とした認定農業者等の担い手の育成を図る。

(シ) 朝日地区 (J-1)

この地区では、ほ場整備が完了している。栽培作目は主に水稲・露地野菜・施設野菜・植木苗木である。今後は稲作の集約化と施設園芸の作付推進を基軸とした認定農業者等の担い手の育成を図る。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
基幹経営体	水稲主体 (借地主体)	水田 20ha 自作地 0.5ha 借地 19.5ha 作業受託 延60ha	水稲 作業受託 ・耕起・代かき ・田植・収穫	31	870ha
	水稲主体 (作業受託主体)	水田 5ha 自作地 0.5ha 借地 4.5ha 作業受託 延90ha			
	露地野菜 (ダイコン、スイートコーン、サツマイモ)	露地 200a	春ダイコン 80a 秋冬ダイコン 80a スイートコーン 40a サツマイモ 40a	16	
	施設野菜(ナス)	施設 50a	ナス 50a	34	
	施設野菜 (半促成トマト、夏ホウレンソウ)	施設 40a	半促成トマト 40a 夏ホウレンソウ 40a 秋シュンギク 40a		
	施設野菜(トマト)	施設 50a	トマト 50a		
	簡易ハウス (軟弱野菜等)	露地 100a 施設 50a	秋ホウレンソウ 120a 夏ホウレンソウ 60a 春ハクサイ 80a		
	施設花き(バラ)	施設 50a 温室 50a	バラ 50a	8	
	施設花き(キク)	施設 40a ビニールハウス 40a	キク 40a		
	施設花き (鉢花)	施設 40a 温室 30a ビニールハウス 10a	鉢花 40a		
	施設花き (花壇用花苗)	施設 20a ビニールハウス 20a	花苗 20a		
	酪農	経産牛 70頭 育成牛 25頭	経産牛 70頭 育成牛 25頭	1	
	養豚 (肥育経営)	肉豚 500頭	肉豚 500頭	1	
	養豚 (一貫経営)	繁殖母豚 100頭	繁殖母豚 100頭		
	養鶏	成鶏常時羽数 10,000羽	成鶏常時羽数 10,000羽	1	
	植木主体	経営面積 3.1ha	サザンカ 0.7ha カイヅカイブキ 0.1ha その他 2.3ha	0	
	ステップアップ経営体	水稲主体 (借地主体)	水田 60ha 自作地 2ha 借地 58ha	水稲	
養鶏		成鶏常時羽数 180,000羽	成鶏常時羽数 180,000羽	1	

出典：平成28年12月農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農家は高度経済成長の進展と共に安定した他産業への就業が増加し、副業的農家が大半を占めるようになった。これら多数の農家の農地の資産的保有意識が強いことが、規模拡大を志向する農家への農地の流動化の障害となっている。これに加え、最近では農業者の高齢化による担い手不足も深刻化している。

こうした状況の中、経営規模拡大は容易ではないが、効率的かつ安定的な経営を目指す農業者の自主的な努力を助長することを旨として、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に推進し、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図る。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員や農業協同組合等の協力を得て、農地の出し手と受け手に係る情報の把握に努め、農地中間管理事業や利用権設定等により認定農業者等の担い手に優良農地を面的に集積し、効率的な農用地の利用を図る。また、作業の効率化、作業単位の拡大・コスト削減等の推進を図るとともに、地域の特性を十分に把握し、地域にあった効率的かつ安定的な農業経営の確立を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市の重点作目は、水稻、施設・露地野菜、花き、鶏卵である。今後もこれらの作目を主体とする専業農家に農用地を集積し、生産性の高い農業経営を育成する。このため認定農業者等の担い手農家を中心とした活力ある地域農業を確立するため次の事項を推進する。

(1) 担い手等の育成対策

農家各々の実情に配慮したきめ細やかな指導を行いつつ、農業の将来展望とそれを担う農業者や農業経営体への支援を強化する。また、さらに望ましい経営を目指す農業者に対して、JA・県等との連携を密にしながら農業経営改善計画の作成や相互の連携が図られるよう積極的に推進する。

(2) 農用地の集団化対策及び流動化対策

遊休農地等の発生を防ぎ農地の有効利用を推進するため、農業委員や農地利用最適化推進委員による調査及び広報活動を強化して、農地の出し手と受け手にかかる情報を把握し、農地中間管理事業や利用権設定等を推進し、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積を図る。また、これらの農地の流動化に関しては集団化や連担化した状態で認定農業者等の担い手に農用地が集積されるよう努める。

(3) 農作業の受委託の促進対策

愛知西農協営農部会を中心に、カンントリーエレベーター・育苗センターの利用を促進し、作業効率の向上・合理化、集落を中心とした面的集積による一貫作業形態の確立、受託者、後継者の育成等を推進する。オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するよう努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業を取り巻く厳しい情勢のなか、小規模の農地所有、担い手の高齢化と絶対数の不足ならびに利用集積が進まない等の問題が生じつつある。それらを解決するため、担い手間で受委託調整を行って経営効率の向上を図るとともに、カントリーエレベーターや育苗センター等の利用率を高めることで、土地利用型水田農業の活性化を図る。露地野菜・施設野菜・花き等では、兼業農家の女性や高齢者の労働力を活かし農業の活性化を図る。また、法人経営による鶏卵や花壇苗類は、企業経営の強みを活かしつつ、地元農家や市民との連携を推進することによってさらに幅広い事業展開を図る。さらに生産物をそのまま市場出荷するだけでなく、ファーマーズマーケット等による直売、契約栽培等により新たな販路を開拓する。なお、愛知西農業協同組合において、西成地区に営農センターと農作物直売所の建設が予定されている。これらの施設の利用を推進し、大規模農家だけでなく小規模農家の採算性も高めていく。また、地場農産物をブランド化するため、土づくりを基本とし、農薬や化学肥料を低減することにより農産物の付加価値を高め、できるだけ有利に販売することを目指す。

地区別の重点作目は、下表のとおり。

地区	作目	水稲	施設野菜		露地野菜						花き		鶏卵	
			トマト	なす	キャベツ	はくさい	ほうれんそう	ねぎ	だいこん	にんじん	きゅうり	切花		花苗
萩原・大和地区 (A-1、A-2、A-3、A-4)		○	○	○		○	○						○	
丹陽地区(B-1)			○	○										
千秋・西成地区 (C-1、C-2、C-3、C-4)		○	○	○		○	○	○	○	○				○
浅井・葉栗地区(D-1)		○			○									
北方地区(E-1)		○												
里小牧・割田・北黒田地区 (F-1)		○												
割田・南黒田・門間地区(F-2)		○												
北山地区(F-3)		○												
奥・今伊勢地区(G-1)		○												
開明地区(H-1、H-2、H-3)		○												
起地区(I-1)		○												
朝日地区(J-1)		○				○					○	○		

(1) 萩原・大和地区(A-1、A-2、A-3、A-4)

この地区の重点作目は、水稲、施設・露地野菜、花きである。今後もこれらの作目を主体とした担い手を育成し、利用集積による経営規模の拡大と低コスト生産を進める。水稲については、既存のオペレーター組織を中心に拡大発展させ、高性能機械を有効活用する。

施設野菜(なす、トマト)は資本整備の充実化を図り、環境制御システムによる省力化を図る。

露地野菜(はくさい、ほうれんそう)については、新しい消費者ニーズに合った品種

の導入を推進するとともに、直売所での規格外品などの販売を推進する。また、花きについては、法人経営体を中心とした苗の供給体制をIT技術を取り入れ整備し、消費者需要に対応し得る良品生産、生産性向上及び販売効率化を図る。

(2) 丹陽地区及び千秋・西成地区（B-1、C-1、C-2、C-3、C-4）

この地区の重点作目は、水稲、施設・露地野菜、鶏卵である。水稲については、高性能機械の導入により、農協を中心とした作業・経営受委託を推進し、大型機械作業体系の確立を推進する。また、水稲育苗施設や大規模乾燥調製施設については、適切な維持管理を行い必要な更新を進めていく。

施設野菜（なす、トマト）については、資本整備の充実化を図り、環境制御システムによる省力化を図る。

露地野菜（ねぎ、だいこん、はくさい、ほうれんそう、にんじん）については、機械の導入により、省力化を図るとともに直売所での規格外品などの販売を推進する。

また、鶏卵については、直売施設などの開設も行い、地産地消に取り組んでいるが、今後も衛生面にもさらに気を配り、直売による有利販売を推進する。

(3) 浅井・葉栗地区、北方地区及び奥・今伊勢地区（D-1、D-5、E-1、G-1）

この地区の重点作目は水稲・露地野菜である。水稲については、兼業農家率が極めて高く、年々労働力が減少し作業委託を希望する農家が増加している。認定農業者等の担い手への土地利用集積や農作業受託を推進するとともに農協設置の共同育苗施設、大型乾燥調整施設等の利用推進を図ることにより、組織の強化育成と作業受委託による土地利用集積を推進し、大型機械作業体系の確立を図る。

露地野菜（キャベツ）については、新しい消費者ニーズに合った品種の導入を推進するとともに、直売所での規格外品などの販売を推進する。

(4) 開明・起・朝日地区（H-1、H-2、H-3、I-1、J-1）

この地区における重点作目は水稲・露地野菜である。水稲については大型農業機械の効率的利用、水稲育苗施設の活用及び受委託組織の強化を図り、生産性の高い農業を推進する。また、水稲育苗施設については、適切な維持管理を行い必要な更新を進めていく。

花きについては、資本整備の充実化を図り、生産の合理化を推進する。

露地野菜（はくさい、キュウリ）については、新しい消費者ニーズに合った品種の導入を推進するとともに、直売所での規格外品などの販売を推進する。

(5) 里小牧・割田・北黒田地区、北山地区、割田地区及び南黒田・門間地区（F-1、F-2、F-3）

この地区における重点作目は水稲である。直播栽培などの導入により省力化を図りつつ農地の利用集積や農作業の受委託を促進し、生産性の向上を図る。また、適切な乾燥調製作業を行うため、既存整備施設の有効利用を進め、良質米の生産を図る。

2 農業近代化施設整備計画

事業の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 及び戸数		
営農センター	南小湊	—	—	1	
農作物直売所	南小湊	—	—	2	

別添 農業近代化施設整備計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

既存農業経営の安定化を図るために、6次産業化や農商工連携、地産品の「ブランド化」により付加価値を高めることにより「魅力があり持続的発展性のある農業」を目指し、6次産業化研修会や農産物販売講座、地産品の紹介、商工業者との連携を図る。

また、6次産業化等による加工品や生産地に近い場所に販売先を確保することで農業者の負担軽減と所得向上を図るとともに、体験農園などを併設した複合型ファーマーズマーケットの設置を進めていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

一宮市、稲沢市、愛知西農業協同組合共同で開催している「はつらつ農業塾」担い手育成コース卒業者を生産部会の後継者と位置づけ、就農を前提としたコースに改変した。農業人材投資資金の研修機関でもある「はつらつ農業塾」で就農希望者の募集、2年間の研修、就農と就農時の農業機械等購入補助まで一貫して支援を行っているが、今後も継続していく。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農地の集積、集約化を進めることで作業効率を上げ、コスト削減を図るほか、4Hクラブのプロジェクト活動の支援を始めとして技術指導及び制度資金、農業次世代人材投資資金や経営体育成支援事業などの補助金の活用等により積極的な支援を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は繊維産業を中心とした産業構造であるため、構造不況の影響で就業の機会は減少しているが、就業構造の第2次産業から第3次産業への変化に対応し、農家の中心的な働き手の他産業への就業が続いていることから副業的農家が増加した。そのため農業従事者の出稼ぎ日雇い等の不安定な農家は減少している。それに加え農業近代化等諸施策の推進により農業用施設の充実、大型化機械の導入が図られることにより、副業的農家の農業従事日数が減少し、農業外の収入が多くを占めるようになり収入の安定した農家が増加した。

単位:人

区分		就業地								
I	II	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常勤務	—	—	—	—	—	—	—	1,472	1,043	2,515
自営兼業	—	—	—	—	—	—	—	191	125	316
出稼ぎ	—	—	—	—	—	—	—	74	121	195
日雇い・臨時雇い	—	—	—	—	—	—	—			
合計	—	—	—	—	—	—	—	1,737	1,289	3,026

(注)1. 資料:平成27年国勢調査、平成27年労働力調査年報

2. 就業者人口の合計値は、平成27年国勢調査結果における、「農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯」における就業者数(一宮市)とした。

3. 男女別勤務形態については、平成27年労働力調査年報における東海地域の就業状態別割合を使用した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の多くは、市内で安定的な就業先を確保しており、また近隣の市町村にも就業先が豊富にあるため、積極的な施策がなくても十分に充足している。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

災害から生命・財産を保護するため、防災訓練や災害の応急対策を進めるとともに、地域においては自主防災体制の整備に努める。特に地震災害については、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、いつ巨大地震が起きてもおかしくない状況にある。災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、備蓄物資の充実、家庭内備蓄の推進など官民共に災害に備えていく。

火災については、防火に対する意識の高揚に努めるとともに、消火栓等水利施設の充実整備を進める。消防の組織は消防本部を初め3消防署、1消防分署、8消防出張所があり、初期消火活動の確立に努めるとともに、地域防災の中核である消防団(25分団)とともに、消防防災体制の充実などを図る。

水害については、近年増加している集中豪雨による農地等の被害を低減する対策に努める。

最近の交通情勢は交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、「ながらスマホ」「ながら運転」などの悪質な交通違反が原因による事故も発生し、依然として厳しい状況にある。交通安全のために「交通事故ゼロ」をめざして地域交通安全会や警察署、各種団体の協力のもと、交通安全運動・教育の推進を行い、歩道、道路照明灯、ガードレールの設置による交通安全施設の整備に努める。

防犯については、地域防犯委員会や警察署、各種団体と協力し、防犯教室やパトロール等の実施を通じて、防犯意識の高揚に努める必要がある。また、地域社会における連帯感の希薄化の現状を踏まえ、「隣近所がお互いに協力しあう」という共同防犯を基本理念に、住民相互地域連帯活動を推進し、防犯体制を強化する。農作物や農機具の盗難についても、農地の見回り活動や施錠の徹底など地域全体で防犯意識を高め、防犯対策を行っていく必要がある。

(2) 保健性

ごみ・し尿は全域が収集計画区域になっている。ごみは、現在分別収集を行っているが、今後も分別の徹底とリサイクルの推進により、ごみの減量を図る必要がある。し尿は、公共下水道の整備を進め、公共下水道整備計画区域以外においては、台所や風呂等から出る生活排水も処理できる合併処理浄化槽の普及を図るとともに、適正管理の啓発に努めることにより、河川、農業用水の汚濁を防止する。

健康面については、誰もが健やかにいきいきとした生活を送るために、一人ひとりが健康的な生活習慣を確立できるよう健康づくりを推進する。また、広報紙等の媒体を活用し、健康増進に関する情報を提供するとともに、健康診査・保健指導の充実を図る。

医療を取り巻く状況は保健・医療制度の見直しや、医師不足、病院経営の悪化などにより大変厳しさを増している。また、こうしたことに端を発し、小児・産科・救急医療などさまざまな分野で医療体制の縮小がおこり社会問題になっている。こうした状況下、本市では、公立病院や民間の医療機関が機能分担を進めながら相互に連携し、安心して安

全な質の高い医療を総合的に提供できる地域医療体制の構築を図る。

(3) 利便性

本市の交通網は、道路延長密度 $22.4\text{km}/\text{km}^2$ 道路率 14% で県平均を大きく上回っている。しかしモータリゼーションの進展に伴い、1 家庭あたりの自動車の平均保有台数が 1.6 台であることから、幹線道路の一層の整備を推進する。また交通量の増加、車両の重量化による道路破損等が生じるので、道路の改良と舗装の修繕を推進する。

(4) 快適性

地域集会施設として地域ごとに公民館や集会所が設置されているが、誰でも利用しやすく、快適な施設となるよう、町内会が実施する地域集会施設の建設事業等を支援する必要がある。また、無秩序な開発の進行（スプロール化）を防止して優良農地の保全を図ると共に、田園内にある池沼等を活用して、景観に調和した水や緑のあふれる公園や遊歩道等の整備が必要である。

さらに、高齢社会の到来に伴い、高齢者が生きがいを持って活動できる拠点づくりの推進に努める。

(5) 文化性

人生 80 年時代を迎え、市民一人ひとりが心豊かに生き、充実した人生を送るために、文化・学習、スポーツ活動の推進を図る。

文化・学習活動では図書館、地域文化広場、公民館、生涯学習センター、博物館などの施設を活用して、各種の教養講座や文化教室、講演会等を開催し、生涯学習の機会の場の充実に努める。

スポーツ活動では各種体育施設を利用し、ニュースポーツ教室や各種スポーツ大会を開催し、地域に根ざした生涯スポーツの普及・振興に努める。

また、地域の伝統や文化財を守り伝えるために、記録、後継者の育成、保存・伝承に努める。

今後も、豊かで活力と潤いのある地域社会の実現のため、事業の一層の推進と施設の整備・拡充に努める。

2 生活環境施設整備計画

事業種目	地区名	受益の範囲		事業費 千円	主要工事又は 主要施設名	事業主体	備考	対図番号
		受益地区	受益(流域) 面積					
水環境整備事業	大江川4期	C-4,D-1		671,000	親水景観保全施設1式	愛知県	H25~H40	1
水環境整備事業	尾西	I-1,J-1		500,000	親水景観保全施設1式	愛知県	H32~H37	2
農村集落基盤再 編・整備事業	新般若	D-1		1,000,000 944,000	自然環境生態系保全施 設1式	愛知県	H34~H43	3
農村集落基盤再 編・整備事業	上之島	D-1		500,000	親水景観保全施設1式	愛知県	H34~H43	4

注)「受益地区」は事業位置、「-」は事業位置が市街化区域または市外であることを示す。

別添 生活環境施設整備計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の設備に係る事業との関連

都市計画・公共下水道整備計画との整合性を図る。

第9 付図

別 添

1. 土地利用計画図（付図1号）
2. 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
3. 農用地等保全整備計画図（付図3号）
4. 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）
6. 生活環境整備計画図（付図6号）
7. 農用地区域に含めないことが相当な土地の図（付図7号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	日光川左岸、稲沢市との境界線、国道155号、名神高速道路を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約33ha
A-2	国道155号、稲沢市との境界線、主要地方道岐阜稲沢線、国道155号、名神高速道路を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約123ha
A-3	主要地方道岐阜稲沢線、稲沢市との境界線、市街化区域との境界線、国道155号を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約172ha
A-4	日光川左岸、名神高速道路、国道155号、市街化区域との境界線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約73ha
B-1	日光川左岸、稲沢市との境界線、北名古屋市の境界線、市街化区域との境界線、竜屋との境界線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約37ha
C-1	県道井之口江南線、市街化区域との境界線、岩倉市との境界線、江南市との境界線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約165ha
C-2	新般若用水左岸線、市街化区域との境界線、県道井之口江南線、江南市との境界線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約154ha
C-3	市街化区域との境界線、新般若用水右岸線、時之島排水路、主要地方道一宮犬山線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約105ha
C-4	市街化区域との境界線、主要地方道一宮犬山線、時之島排水路、県道浅井清須線、県道一宮各務原線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約29ha
D-1	北方町との境界線、木曾川町黒田との境界線、市街化区域との境界線、県道浅井清須線、時之島排水路、江南市との境界線、各務原市との境界線、木曾川左岸線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約170ha
E-1	北方町の全区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約42ha 国有地：北方町北方字宝行寺廻り5番地 畑 53m ² 承認年月日番号 昭和49年12月26日 49海政 第2299号

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
F-1	北方町との境界線、市街化区域との境界線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約29ha
F-2	奥町・今伊勢町との境界線、市街化区域との境界線、大毛との境界線、市街化区域との境界線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約67ha
F-3	市街化区域との境界線、田所との境界線、更屋敷との境界線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約3ha
G-1	市街化区域との境界線、開明との境界線、木曾川町との境界線を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約39ha
H-1	西尾張中央道、県道大垣一宮線、今伊勢町との境界線を順次結んで囲まれた区域のうち市街化区域を除いた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約37ha
H-2	県道大垣一宮線、西尾張中央道、奥町、都市計画道路一中線を結んで囲まれた区域のうち、市街化区域を除いた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約52ha
H-3	市道箒屋線、野府川左岸、大和町を順次結んで囲まれた区域、及び野府川、日光川の合流点を起点とし、日光川を東へ大和町に達し、ここより大和町と三条の境界に沿って北へ野府川に至り、野府川を南へ日光川の合流点に至る区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約2ha
I-1	県道富田一宮線、県道尾西清須線、市道富田立石線、木曾川堤防、名神高速道路北側、及び日光川右岸を順次結んで囲まれた区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約77ha 国有地：富田字出先17番地 畑 231m ² 承認年月日番号 昭和49年8月17日 49海政 第1617号
J-1	名神高速道路南側、木曾川堤防、稲沢市との境界線、日光川右岸を順次結んで囲まれた区域のうち、市街化区域、萩原町及び稲沢市を除いた区域、並びに日光川左岸のうち玉野の区域	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積約272ha
計			約1,681ha

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
A-1	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
A-2	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
A-3	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
A-4	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
B-1	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
C-1	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
C-2	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
C-3	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
C-4	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
D-1	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
E-1	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
F-1	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
F-2	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
F-3	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
G-1	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
H-1	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
H-2	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
H-3	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
I-1	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分
J-1	農地 : 付図1号に示す黄色の部分 農業用施設用地 : 付図1号に示す橙色の部分